

第4回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成24年9月28日（金）15：30～17：00

2 場 所 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階第2会議室

3 出席者

(1) 委 員 大久保委員長、池井副委員長、竹川委員、上田委員、福島委員、木下委員、
四宮委員、今度委員、(順不同) 委員出席者 8名

(2) 鳥取市 竹内市長、松下企画推進部長、安本協働推進課長、雁長協働推進課係長

(3) 傍聴者 なし

4 あいさつ

(委員長)

みなさんご苦労様です。本日は、条例の見直しについての諮問と、市民活動表彰の審査ということで多数の応募をいただいている。本日はこの審議を中心に行っていく日程になっているので、かなり時間がかかると思うがご協力いただくようお願いする。

5 お礼・あいさつ

(市長)

鳥取市市民自治推進委員会の第4回の開催に多くの委員にお集まりいただき感謝を申し上げます。大久保委員長、池井副委員長はじめ今日は全員お揃いということで、さきほどのご挨拶にもありましたように自治基本条例第29条に基づく見直しの関係の諮問を本日はさせていただきたいと思っている。この自治基本条例については、市民自治推進委員会が実施にあたっての大きな役割を担っていただいております、実際に市民活動に対するさまざまな支援について、支援する事業を選択いただいたり、選考いただいたり、あるいはまた各年度の自治基本条例の実施状況であるとかそういったことも見てきていただいていると思う。今日諮問させていただく条例第29条に基づく諮問に関しても、制定から3年目でどのような状況になっているのか、これまでの実施状況を踏まえながら、これからどうしていったらいいのか、それらを振り返ってもう一度見直しをしていこうという趣旨であり、条例が本来予定していた見直しの機会をしっかりと生かしてご議論を重ねていただきたいと思いますというわけであります。おかげさまで鳥取市においては、協働のまちづくりの推進が図られており、地区公民館をまちづくりの新たな拠点と位置付け、これは条例のなかで明文の規定があるが、参画と協働のまちづくりを進めるということが自治基本条例では非常に大事な部分となっております、まちづくり協議会が全61地区で結成をされて取組みが進んでいる。

自治連合会の皆様、各種団体の皆様が、各地域で同じテーブルについて議論をし、また、地区公民館が事務局となってそれを支えるという体制は、市民の協働のまちづくりを進める上で大きな効果が上がっていると思っている。

そうしたなかで、協働のまちづくりは進んでおりますし、他方、今年の5月には市議会が議決をして住民投票を行うということもありました。実は、住民投票の規定もこの自治基本条例にも位置付けています。もともと地方自治法にもある規定であるが、いずれにしても鳥取市においてかつてない初めての経験をしたわけで、あらためてそういう事実も踏まえながら、自治基本条例の現在の規定について、今後の運用を見通して、この規定で必要十分であるのかどうかをご検討いただきたいと思う。

また、こうした自治基本条例は鳥取市では平成20年の春に制定をされたわけですが、他の全国各地の自治体でも制定がだいぶ進んできているわけで、その当時に比べて他の公共団体での規定も事例が増えてきておりますから、そういったこともあらためて広い視野という意味で検討の対象としていただいて、鳥取市の自治基本条例が、鳥取市にとってふさわしい内容であり、鳥取市民の住民自治がこれによって支えられていくようなよい内容として、これから次の見直しまでの期間、さらにはこれからずっと実施されるような、優れた内容のものになるようにぜひそうした観点からもご検討いただきたいと思う。これまでの実践なり実績を踏まえながら、また、全国各地の例も勘案しながら、これから先の鳥取市のために何がいいのか、自治基本条例で何を定めておくべきなのか、あらためてご検討いただければ大変幸いだと思う。

皆様には大変お忙しい中この委員会にご参加をいただいておりますことに感謝を申し上げて、私からのご挨拶とさせていただきます。

6 諮 問

《市長より大久保委員長へ諮問》

(市長)

諮問書読み上げ

(委員長)

今日あることを想定して、今年の第1回の委員会から、委員の皆様にご意見をいただき、問題点・課題等は整理してきているが、皆様ご存知のように、今年5月に庁舎問題に関して市議会が住民投票条例を議決され、住民投票が実施された。あるいは、6月に県西部の日吉津村と米子市で住民投票条例が制定されている。さらには、県知事の諮問を受けて、鳥取県民参画基本条例(仮称)検討委員会が設置され、ついこの前答申がされたというような、身近なところでの変化がでてきている。とりわけ本市で実施された住民投票を契機として、自治基本条例そのものに対する関心もさることながら、住民投票の部分についてかなり市民のみなさんの関心が高まったのではないかという認識はしている。

しかし、さきほど市長の方からもお話があったように、自治基本条例の中身は住民投票だけではないわけで、同じように大事な課題が多数含まれている。そういう点も含めて、本委員会の主体性を大事にしながら、広い視野から、全国的な視野、この地域の周辺の状況等を考慮しながら、みなさんと忌憚のない意見を交わしてひとつの方向をまとめていきたいと考えている。大変長丁場になるかもしれません。委員の皆様のご協力をお願いして、お受けしたいと思う。

7 議 事

(1) 審査事項

市民活動表彰制度に伴う被表彰者の選考審査について

《鳥取市市民活動表彰要綱及び市民活動選考基準に基づき、推薦のあった人（団体）の審査を行う。》

【候補者（団体）】

- 1 河原地区ボランティアリーダー会 代表者 西尾 均
- 2 森川 タツ子
- 3 鳥取三菱自動車販売株式会社鳥取松並店 店長 鈴木 朗夫
- 4 絵本の読み聞かせ ぞうさんの会 代表者 桑田 弥生
- 5 鈴木 啓一
- 6 倉田地区社会福祉協議会 食事サービスボランティア 会長 高見 則夫
- 7 民俗行事を語る会 谷 幸彦
- 8 公益社団法人 鳥取市シルバー人材センター 理事長 西根 弘康
- 9 竹森 洋
- 10 東原 富子
- 11 大村おう穴愛護会 森田 悦雄
- 12 村上 利幸
- 13 明日の湖南を考える会 代表者 日置重雄

審査結果については、後日、市公式ウェブサイトに掲載します。

(2) その他

① 次回日程について

《事務局説明》

平成24年10月19日（金） 14：00～17：00（予定）

(委員)

5月実施された住民投票条例の資料を準備してください。

(委員)

審議に付け加えられるような事項があれば、他の自治体の例も早目に資料をください。また、支所のあり方等の議論ももしされるのであれば教えてください。

(事務局)

次回から議論していただくベースは、3月にまとめていただいた委員会報告書のなかである程度絞られていると思うが、あらためて各条文のなかでどうかという点については委員の皆様でご議論いただくことになると思う。ある程度絞られたなかでの部分の意見集約をしていただくことになるのではないかと事務局としては思っている。

(委員)

庁内関係課に対する意見聴取はいつ頃したのか。

(事務局)

5月～7月に実施している。

(委員)

本格的に審議に入るのもう一度声をかけてもらえればありがたい。

(事務局)

諮問書のなかにもございますが、条例の運用状況の面で、前回提供させていただいた資料では条例の運用状況がわかる資料にはなっておりませんので、運用状況の調査の取りまとめ方も相談させていただきたいと思う。

8 閉会 17:00